

令和7年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和7年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月1日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 内山 祥弘

所管課等	種別	監査結果（内容）	措置状況の概要
子ども育成課・ 参事（子育て支援センター事業推進担当） R7.9.30監査 R8.2.25報告	指導事項	【契約事務について】 江別市子育てひろばほこあぼこの除排雪業務について、江別市契約に関する規則では、予定金額が30万円を超える契約を締結する場合は契約者から請書を提出させなければならないと規定されているにもかかわらず、請書を提出させずに委託していることから、今後は同規則を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。	【措置済み】 今後、締結する委託契約については、江別市契約に関する規則を遵守し、適切な事務の執行に努めます。なお、江別市子育てひろばほこあぼこの除排雪委託業務については、施設全体の運営管理を受託した者が除排雪業者と契約を締結しているほか、施設全体の除排雪費を店舗の出店面積で按分した金額について市が負担していることから、支出科目を委託料から負担金、補助及び交付金に変更する措置を講じました。
企画課 R8.1.8監査 R8.2.10報告	指導事項	【契約事務について】 令和6年度・令和7年度地域おこし協力隊の住居賃貸借契約において、江別市事務専決規程では、次長の決裁が必要であるにもかかわらず、課長までの決裁で終えて契約を締結している。また、令和7年度地域おこし協力隊の住居賃貸借契約において、江別市契約に関する規則では、随意契約により40万円を超える物件を借り入れる場合は予定価格を定めなければならないと規定しているにもかかわらず、予定価格が定められていないことから、今後は江別市事務専決規程及び江別市契約に関する規則を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。	【措置済み】 本件について課内で情報を共有し、契約の締結にあたっては不適切な事務処理が生じないよう契約マニュアルの確認及び担当者間での点検を徹底いたします。 決裁区分については、江別市事務専決規程を遵守し、起案時には複数体制で確認するほか、予定価格の設定については、江別市契約に関する規則を改めて確認し、適正な事務の執行に努めてまいります。

掲示期限：令和8年5月14日